

こうのとりのさん応援事業について

こうのとりのさん応援事業とは…

山都町では「一般不妊治療」と「生殖補助医療(保険適用)」の費用助成を行っており、**令和8年4月から**は、**生殖補助医療(保険適用)と併用して実施された「先進医療」分も費用助成の対象として拡大しました**。本事業では不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、各治療費の申請手続きを一本化し、治療費の一部を助成致します。

1. 対象者 次のすべての要件を満たす方です。

- (1) 法律上婚姻をしている夫婦か又は事実婚の夫婦で医療保険加入者
- (2) 夫婦の両方が山都町に住所を有し、居住していること
- (3) 治療期間の初日における妻の年齢が一般不妊治療は41歳未満、
生殖補助医療では43歳未満であること
- (4) 夫婦及び同一世帯員に町税等の滞納がないこと



2. 対象治療 不妊検査、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精、男性不妊治療

生殖補助医療と併用して実施される先進医療(厚労省により認められている治療に限る)

3. 助成金額及び回数

- (1) 一般不妊治療に係る費用から保険適用分を除き、自己負担した費用の額とし、夫婦1組につき3万円を限度に助成します。第2子以降、再度助成します
- (2) 生殖補助医療に係る費用から保険適用分を除き、自己負担した費用の額とし夫婦1組につき5万円を限度に助成します。妻の治療開始年齢により助成回数が異なります(40歳未満の場合、6回まで、40歳以上の場合、3回まで)
- (3) **先進医療に係る費用は、自己負担した費用の額とし、夫婦1組につき5万円を限度に助成します。**
- (4) 妻の治療と一緒に夫が男性不妊の手術を行った場合、5万円を限度に1回助成します

4. 申請の流れ

申請書を提出する

不妊治療が終了した日から10か月以内に、下記の申請書等の書類を提出してください

- ① こうのとりのさん応援事業交付申請書(様式第1号)
- ② 医療機関の領収書、**先進医療の場合は診療費明細書も必須です。**
- ③ 不妊治療医療機関証明書(様式第2号)と必要に応じ不妊治療医療機関(薬局)証明書(様式第3号)
- ④ 事実婚の夫婦の場合は、住民票、申立書(様式第4号)

決定通知を受け取ったら、請求書を提出する

こうのとりのさん応援事業交付請求書には、助成金振込先を記入していただく必要があります。
通知から 30 日以内に提出してください



《申請・問合せ先》

山都町役場健康福祉課健康づくり係	電話 72-1295
清和支所住民福祉係	電話 82-2112
蘇陽支所住民福祉係	電話 83-1112